

道路法施行令別表(単価比較)

1級地:北海道内該当なし
 2級地:札幌市
 3級地:函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、北広島市
 4級地:釧路市、帯広市、江別市、千歳市、滝川市、登別市、恵庭市、伊達市、石狩市、北斗市、七飯町、岩内町
 5級地:上記記載以外の市町村

改定単価			現行単価					
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	第一級地	1,700円	第1種電柱	第一級地	1,600円		
		第二級地	730円		第二級地	660円		
		第三級地	510円		第三級地	440円		
		第四級地	420円		第四級地	350円		
		第五級地	380円		第五級地	300円		
	第2種電柱	第一級地	2,600円	第2種電柱	第一級地	2,400円		
		第二級地	1,100円		第二級地	1,000円		
		第三級地	790円		第三級地	680円		
		第四級地	650円		第四級地	540円		
		第五級地	580円		第五級地	470円		
	第3種電柱	第一級地	3,500円	第3種電柱	第一級地	3,300円		
		第二級地	1,500円		第二級地	1,400円		
		第三級地	1,100円		第三級地	920円		
		第四級地	880円		第四級地	730円		
		第五級地	780円		第五級地	630円		
	第1種電話柱	1本につき1年	第一級地	1,500円	第1種電話柱	1本につき1年	第一級地	1,400円
		第二級地	650円	第二級地		590円		
		第三級地	460円	第三級地		400円		
		第四級地	380円	第四級地		320円		
		第五級地	340円	第五級地		270円		
第2種電話柱	1本につき1年	第一級地	2,400円	第2種電話柱	1本につき1年	第一級地	2,300円	
	第二級地	1,000円	第二級地		950円			
	第三級地	730円	第三級地		630円			
	第四級地	610円	第四級地		500円			
	第五級地	540円	第五級地		440円			
第3種電話柱	1本につき1年	第一級地	3,400円	第3種電話柱	1本につき1年	第一級地	3,100円	
	第二級地	1,400円	第二級地		1,300円			
	第三級地	1,000円	第三級地		870円			
	第四級地	830円	第四級地		690円			
	第五級地	740円	第五級地		600円			
その他の柱類	1本につき1年	第一級地	150円	その他の柱類	1本につき1年	第一級地	140円	
	第二級地	65円	第二級地		59円			
	第三級地	46円	第三級地		40円			
	第四級地	38円	第四級地		32円			
	第五級地	34円	第五級地		27円			
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地	15円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	第一級地	14円	
	第二級地	7円	第二級地		6円			
	第三級地	5円	第三級地		4円			
	第四級地	4円	第四級地		3円			
	第五級地	3円	第五級地		3円			
地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	第一級地	9円	地下に設ける電線その他の線類	長さ1mにつき1年	第一級地	8円	
	第二級地	4円	第二級地		4円			
	第三級地	3円	第三級地		2円			
	第四級地	2円	第四級地		2円			
	第五級地	2円	第五級地		2円			
路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,500円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	第一級地	1,400円	
	第二級地	640円	第二級地		580円			
	第三級地	450円	第三級地		390円			
	第四級地	370円	第四級地		310円			
	第五級地	330円	第五級地		270円			
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	第一級地	920円	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	第一級地	850円	
	第二級地	390円	第二級地		350円			
	第三級地	270円	第三級地		240円			
	第四級地	230円	第四級地		190円			
	第五級地	200円	第五級地		160円			
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	3,100円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	第一級地	2,800円	
	第二級地	1,300円	第二級地		1,200円			
	第三級地	910円	第三級地		790円			
	第四級地	760円	第四級地		630円			
	第五級地	680円	第五級地		540円			
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	第一級地	1,300円	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	第一級地	1,200円	
	第二級地	550円	第二級地		500円			
	第三級地	380円	第三級地		330円			
	第四級地	320円	第四級地		270円			
	第五級地	280円	第五級地		230円			
広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	25,000円	広告塔	表示面積1㎡につき1年	第一級地	19,000円	
	第二級地	4,300円	第二級地		3,800円			
	第三級地	1,900円	第三級地		1,700円			
	第四級地	960円	第四級地		960円			
	第五級地	670円	第五級地		670円			
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地	3,100円	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地	2,800円	
	第二級地	1,300円	第二級地		1,200円			
	第三級地	910円	第三級地		790円			
	第四級地	760円	第四級地		630円			
	第五級地	680円	第五級地		540円			
法第32条第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	第一級地	64円	外径が0.07m未満のもの	第一級地	59円		
		第二級地	27円		第二級地	25円		
		第三級地	19円		第三級地	17円		
		第四級地	16円		第四級地	13円		
		第五級地	14円		第五級地	11円		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	第一級地	92円	外径が0.07m以上0.1m未満のもの	第一級地	85円		
		第二級地	39円		第二級地	35円		
		第三級地	27円		第三級地	24円		
		第四級地	23円		第四級地	19円		
		第五級地	20円		第五級地	16円		
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	140円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	130円
		第二級地	59円	第二級地		53円		
		第三級地	41円	第三級地		36円		
		第四級地	34円	第四級地		28円		
		第五級地	30円	第五級地		24円		
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	180円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	170円
		第二級地	78円	第二級地		71円		
		第三級地	55円	第三級地		47円		
		第四級地	45円	第四級地		38円		
		第五級地	41円	第五級地		33円		
外径が0.2m以上0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	280円	外径が0.2m以上0.3m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地	250円	
	第二級地	120円	第二級地		110円			
	第三級地	82円	第三級地		71円			
	第四級地	68円	第四級地		57円			
	第五級地	61円	第五級地		49円			

改定単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 370円	
			第二級地 160円	
			第三級地 110円	
			第四級地 91円	
			第五級地 81円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 640円	
			第二級地 270円	
			第三級地 190円	
			第四級地 160円	
			第五級地 140円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 920円	
			第二級地 390円	
			第三級地 270円	
			第四級地 230円	
			第五級地 200円	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,800円	
			第二級地 780円	
			第三級地 550円	
			第四級地 450円	
			第五級地 410円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 3,100円	
			第二級地 1,300円	
			第三級地 910円	
			第四級地 760円	
			第五級地 680円	
設法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 13,000円	
			第二級地 2,100円	
			第三級地 930円	
			第四級地 480円	
			第五級地 330円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 7,600円	
			第二級地 1,300円	
			第三級地 560円	
			第四級地 290円	
			第五級地 200円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 3,100円	
			第二級地 1,300円	
第三級地 910円				
第四級地 760円				
第五級地 680円				
6法第3条第2項第1設項	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 250円	
			第二級地 43円	
			第三級地 19円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 2,500円	
			第二級地 430円	
			第三級地 190円	
			第四級地 96円	
			第五級地 67円	
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	
			第一級地 2,500円	
			第二級地 430円	
			第三級地 190円	
			第四級地 96円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 25,000円	
			第二級地 4,300円	
			第三級地 1,900円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
	標識	1本につき1年	第一級地 2,400円	
			第二級地 1,000円	
			第三級地 730円	
			第四級地 610円	
			第五級地 540円	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	第一級地 250円	
			第二級地 43円	
			第三級地 19円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
その他のもの	1本につき1月	第一級地 2,500円		
		第二級地 430円		
		第三級地 190円		
		第四級地 96円		
		第五級地 67円		
幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 250円	
			第二級地 43円	
			第三級地 19円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 2,500円		
		第二級地 430円		
		第三級地 190円		
		第四級地 96円		
		第五級地 67円		
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 25,000円	
			第二級地 4,300円	
			第三級地 1,900円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
その他のもの	1基につき1月	第一級地 13,000円		
		第二級地 2,100円		
		第三級地 930円		
		第四級地 480円		
		第五級地 330円		
第7条第2号に掲げる工作物			第一級地 3,100円	
			第二級地 1,300円	
			第三級地 910円	
			第四級地 760円	
			第五級地 680円	
第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	

現行単価				
占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.3m以上0.4m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 340円	
			第二級地 140円	
			第三級地 95円	
			第四級地 76円	
			第五級地 65円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 590円	
			第二級地 250円	
			第三級地 170円	
			第四級地 130円	
			第五級地 110円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 850円	
			第二級地 350円	
			第三級地 240円	
			第四級地 190円	
			第五級地 160円	
	外径が1m以上のもの	長さ1mにつき1年	第一級地 1,700円	
			第二級地 710円	
			第三級地 470円	
			第四級地 380円	
			第五級地 330円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
			第三級地 790円	
			第四級地 630円	
			第五級地 540円	
設法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 9,700円	
			第二級地 1,900円	
			第三級地 870円	
			第四級地 480円	
			第五級地 340円	
	地下に設ける通路	占用面積1㎡につき1年	第一級地 5,800円	
			第二級地 1,100円	
			第三級地 520円	
			第四級地 290円	
			第五級地 200円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
第三級地 790円				
第四級地 630円				
第五級地 540円				
6法第3条第2項第1設項	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 170円	
			第四級地 96円	
			第五級地 67円	
7法第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	
			第一級地 1,900円	
			第二級地 380円	
			第三級地 170円	
			第四級地 96円	
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	第一級地 19,000円	
			第二級地 3,800円	
			第三級地 1,700円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
	標識	1本につき1年	第一級地 2,300円	
			第二級地 950円	
			第三級地 630円	
			第四級地 500円	
			第五級地 440円	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
その他のもの	1本につき1月	第一級地 1,900円		
		第二級地 380円		
		第三級地 170円		
		第四級地 96円		
		第五級地 67円		
幕(第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	第一級地 190円	
			第二級地 38円	
			第三級地 17円	
			第四級地 10円	
			第五級地 7円	
その他のもの	その面積1㎡につき1月	第一級地 1,900円		
		第二級地 380円		
		第三級地 170円		
		第四級地 96円		
		第五級地 67円		
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	第一級地 19,000円	
			第二級地 3,800円	
			第三級地 1,700円	
			第四級地 960円	
			第五級地 670円	
その他のもの	1基につき1月	第一級地 9,700円		
		第二級地 1,900円		
		第三級地 870円		
		第四級地 480円		
		第五級地 340円		
第7条第2号に掲げる工作物			第一級地 2,800円	
			第二級地 1,200円	
			第三級地 790円	
			第四級地 630円	
			第五級地 540円	
第7条第3号に掲げる施設			Aに0.034を乗じて得た額	

改定単価		
占用物件	単位	占用料
第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月	第一級地 2,500 円
		第二級地 430 円
		第三級地 190 円
		第四級地 96 円
		第五級地 67 円
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	第一級地 310 円
		第二級地 130 円
		第三級地 91 円
		第四級地 76 円
		第五級地 68 円
設第7条第8号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.011を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.023を乗じて得た額
		上空に設けるもの AIに0.023を乗じて得た額
		地下(トンネルの上階数が1のもの) AIに0.005を乗じて得た額
		の地下を除く。)に階数が2のもの AIに0.008を乗じて得た額
		設けるもの AIに0.01を乗じて得た額
		階数が3以上のもの AIに0.033を乗じて得た額
設第7条第9号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.011を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.023を乗じて得た額
		第一級地 AIに0.008を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.016を乗じて得た額
びに第7条第9号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.023を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.008を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.013を乗じて得た額
築掲物7条第9号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.011を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.023を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.023を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.033を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.033を乗じて得た額
掲第7条第13号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.011を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.016を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.023を乗じて得た額
備考1～9 (略)	-	AIに0.023を乗じて得た額
		AIに0.033を乗じて得た額

現行単価		
占用物件	単位	占用料
第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1㎡につき1月	第一級地 1,900 円
		第二級地 380 円
		第三級地 170 円
		第四級地 96 円
		第五級地 67 円
第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1月	第一級地 280 円
		第二級地 120 円
		第三級地 79 円
		第四級地 63 円
		第五級地 54 円
設第7条第8号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
		上空に設けるもの AIに0.024を乗じて得た額
		地下(トンネルの上階数が1のもの) AIに0.005を乗じて得た額
		の地下を除く。)に階数が2のもの AIに0.008を乗じて得た額
		設けるもの AIに0.01を乗じて得た額
		階数が3以上のもの AIに0.034を乗じて得た額
設第7条第9号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
		第一級地 AIに0.009を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.014を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.017を乗じて得た額
びに第7条第9号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.024を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.009を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.01を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.012を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.014を乗じて得た額
築掲物7条第9号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
第7条第12号に掲げる器具	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.024を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.034を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.034を乗じて得た額
掲第7条第13号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	第一級地 AIに0.013を乗じて得た額
		第二級地 AIに0.015を乗じて得た額
		第三級地 AIに0.017を乗じて得た額
		第四級地 AIに0.019を乗じて得た額
		第五級地 AIに0.024を乗じて得た額
備考1～9 (略)	-	AIに0.024を乗じて得た額
		AIに0.034を乗じて得た額